

青空作業所（就労継続支援B型、就労移行支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人ウェルコミュニティ飛騨が設置運営する青空作業所（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）及び就労移行支援（以下「指定就労移行支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援B型及び指定就労移行支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援B型等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定就労継続支援B型の提供に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定就労移行支援の提供に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

（事業所の名称）

第3条 指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 青空作業所
- (2) 岐阜県高山市山口町1297-1

（従業者の職種、員数および職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 指定就労継続支援B型
 - ① 管理者 1名（常勤職員 職業指導員兼務）

管理者は、職員の管理、利用の申し込みに係る調整、業務実施状況の把握、その他管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている就労継続支援事業B型の実施に関し、事業所の職員に対し法令遵守させるために必要な指揮命令を行う。
 - ② サービス管理責任者 1名(常勤職員)

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成、利用者のサービス管理や評価を行う。
 - ③ 職業指導員 1名(常勤職員)ならびに4名(非常勤職員)

職業指導員は、サービス利用者の職業指導にあたる。
 - ④ 生活支援員 1名(常勤職員)ならびに1名（非常勤職員）

生活支援員は、サービス利用者の生活支援にあたる。

(2) 指定就労移行支援

① 管理者 1名(常勤職員 就労支援員兼務)

管理者は、職員の管理、利用の申し込みに係る調整、業務実施状況の把握、その他管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている指定就労移行支援の実施に関し、事業所の職員に対し法令遵守させるために必要な指揮命令を行う。

② サービス管理責任者 1名(常勤職員)

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成、利用者のサービス管理や評価を行う。

③ 職業指導員 1名(常勤職員)

職業指導員は、サービス利用者の職業指導にあたる。

④ 生活支援員 1名(常勤職員)

生活支援員は、サービス利用者の生活支援にあたる。

⑤ 就労支援員 1名(常勤職員)

就労支援員は、職場実習の斡旋、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援にあたる。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日 月2回土曜日(日曜、祝日及び年末年始は休み)

(2) 営業時間：8時30分～16時00分

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

(1) 指定就労継続支援B型 30名

(2) 指定就労移行支援 10名

(主たる対象者)

第7条 事業所においてサービスを提供する対象者は次のとおりとする。

(1) 身体障害者(18歳未満を除く)

(2) 知的障害者(18歳未満を除く)

(3) 精神障害者(18歳未満を除く)

(4) その他市が認めた障害のある者(18歳未満を除く)

(サービスの内容)

第8条 サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 指定就労継続支援B型

① 就労継続支援事業B型支援計画の作成

② 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練

③ 就労機会の提供(施設外就労及び施設外支援を含む)

④ 一般就労に向けた支援(職場定着支援含む)

⑤ 社会生活適応訓練(余暇支援含む)

⑥ 訪問支援

⑦ 送迎サービス

(2) 指定就労移行支援

- ①就労移行支援計画の作成
- ②就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- ③就労機会の提供（施設外就労及び施設外支援を含む）
- ④一般就労に向けた支援（職場定着支援含む）
- ⑤社会生活適応訓練（余暇支援含む）
- ⑥訪問支援
- ⑦送迎サービス

(利用者負担額及び実費負担額)

第9条 指定就労移行支援等を提供した際には、利用者から当該指定就労移行支援等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労移行支援等を提供した際は、利用者から当該指定就労移行支援等に通常要する額（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定就労移行支援等の要した額（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定就労移行支援等に要した額）の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定就労移行支援等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費は、利用者から徴収するものとする。

4 利用者は、サービスの利用を辞退する場合にはサービス実施日の前日午後5時までに事業者申し出るものとする。申し出がなく、当日になって利用を辞退された場合、取り消し料（実費相当額）を徴収する場合がある。但し、利用者の体調不良等やむを得ない場合を除く。

(事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、高山市ならびに飛騨市、下呂市とする。

(工賃の支払い等)

第11条 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し別に定める規定に基づき、事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2 前項の場合においては、指定就労継続支援B型については、一月あたりの工賃の平均額は3千円を下回らないものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 指導員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 通勤途中ならびに作業中の事故、怪我等には十分留意すること。
- (2) 施設・設備は大切に扱い、他の者の迷惑にならないよう利用すること。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 従業者は、利用者に体調の急変、その他緊急の事態が生じた時には、速やかに医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに管理者へ報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、防火管理等についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため定期的に避難・消火等の訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 事業所は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を拒否することができる。

- (1) 利用者が定員に達したとき。
- (2) 伝染性疾患を有する者であるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、利用が不相当と認められるとき。

(個人情報の保護)

第 16 条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律、その他関連法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止のための措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備

(苦情解決)

第 18 条 提供した指定就労移行支援等に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定就労移行支援等に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、法第 11 条第 2 項の規定により岐阜県知事が、また法第 48 条第 1 項の規定により岐阜県知事又は市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(その他重要事項)

第 19 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所と利用者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 12 月 1 日から実施する。
- 2 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
- 3 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
- 4 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 5 この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から実施する。
- 6 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
- 7 この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から実施する。
- 8 この規程は、平成 26 年 2 月 1 日より実施する。
- 9 この規程は、平成 27 年 4 月 16 日より実施する。
- 10 この規程は、平成 29 年 11 月 13 日より実施する。
- 11 この規程は、平成 30 年 4 月 13 日より実施する。